

# 税理士会だより

## 「年収の壁」について

税理士 飯森 康就

令和7年度税制改正において「年収の壁」の見直しが行われました。ただし、この改正は**令和7年12月1日から適用**のため、令和7年分の年末調整は複雑な制度改正で例年に比べ煩雑になります。

ここでは**収入が給与のみの場合**についてご説明したいと思います。所得税のかからないラインは「年収103万円まで」（基礎控除額48万円＋給与所得控除額55万円）から**「年収160万円まで」**（基礎控除額95万円＋給与所得控除額65万円）に引き上げられます。住民税の基礎控除の改正はありません。

主な所得税関係の改正点の内容は以下の通りです。

- ① 所得税の基礎控除額を引上げ（給与収入が2,545万円超は改正前と同じ）
- ② 給与所得控除額の最低保障額を65万円に引上げ（給与収入が190万円超は改正前と同じ）
- ③ 大学生年代の子等に係る新たな控除（特定親族特別控除）の創設
- ④ ①に伴い、配偶者控除や扶養控除などの合計所得金額等の要件をそれぞれ10万円引上げ
- ⑤ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（令和8年分のみ）
- ⑥ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除・子育て対応リフォーム税制の延長（令和7年分）
- ⑦ iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額の引上げ（会社員 月額62,000円）

### ■収入が給与のみの場合

給与収入	基礎控除額			給与所得控除額		
	改正前	令和7,8年分	令和9年分～	改正前	令和7年分～	
162万5千円相当以下	48万円	95万円		55万円	65万円	
180万円相当以下				収×40%－10万円		
190万円相当以下				収×30%－8万円		
200万円相当以下		58万円		改正前と同じ		
475万円相当以下						88万円
665万円相当以下						68万円
850万円相当以下						63万円
2,545万円相当以下		58万円				
2,545万円相当超	改正前と同じ					

### ■年収の壁

給与収入	負担	改正前
106万円から	本人に勤務先の規模により社会保険の加入義務 ⇒ 撤廃予定	106万円から
110万円から	本人に住民税の課税発生（自治体により若干異なる）	100万円から
130万円から	本人に社会保険の加入義務 ⇒ 段階的に撤廃予定	130万円から
160万円から	本人に所得税の課税発生	103万円から
//	配偶者の配偶者特別控除が38万円から逡減	150万円から
201万円から	配偶者の配偶者特別控除の対象外	201万円から